参考様式第5－1号

大市農水第0210号
令和8年7月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大村市長　園田　裕史

市町村名 （市町村コード）	大村市 （42205）
地域名 （地域内農業集落名）	寿古地区 （　　寿古　　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月3日 （第3回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

基盤整備ができているが排水対策が必要なため、麦との二毛作は低利用で水稲のみの耕作が多い。小動物による農作物の被害があり、大村湾からの潮の影響を受けやすいため、水路・農道等の維持管理を要する。
担い手の高齢化も進んでおり、新規就農者の受入れや機械利用組合のオペレーターの育成が必要。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を中心とした生産活動とともに、ハウス栽培・露地栽培による安定した生産も行う。
・集落の農地利用は、地域の認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する農地を担う者の受入れを促進することにより対応していく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	40.1　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.8　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地バンクを継続的に活用し集積を図る。
（2）農地中間管理機構の活用方針
営農が困難になった場合は農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう機構を通じて農業を担う者へ貸付を進めていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
水利組合3地区による用排水路の管理・保全を組合員で協力して実施する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、法人等に農地を引き受けてもらうことも検討する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
老朽化した機械の購入を検討し、機械利用組合による作業受託を増やす。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業が有する多面的機能の維持のため、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う。